

# 平成29年度事業計画

自 平成29年 4月 1日  
至 平成30年 3月31日

## 1. 基本方針

平成29年度も引き続き公益社団法人として、司法書士の職能を積極的に官公署や市民の皆さまに周知させ、社会の発展・安定のために寄与していきます。そのためには、関係諸団体や官公署との連携を重視し、能力を惜しまない志の大切さを司法書士ひとりひとりに再認識していただくよう努めていきます。

このような視点から以下の基本方針に基づき活動して参ります。

- (1) 不動産の権利に関する専門的知識や情報を提供し、公共事業等の各種事業の正確かつ円滑な実施に寄与します。
- (2) 当協会の事業を通じ社会的貢献を高め、公益法人としての社会的使命を果します。
- (3) 登記に関する知識の普及及び情報の提供を通じ、市民の権利を擁護します。
- (4) 各種方策を実施し円滑な会務運営、他団体との連携を行います。

## 2. 平成29年度事業計画

### (1) 公共嘱託登記受託事業

官公署等からの委託による公共嘱託登記業務は、当協会が昭和61年に設立された契機となった本来的業務であり、今後も当協会の主要業務として引き続き受託を促進していくよう努めて参ります。

しかしながら昨今は、定型的な嘱託登記案件が減る一方、相続を中心とした権利調査業務が当協会の主力業務になりつつあります。何世代にも渡って着手されなかった相続事案、相続人が海外にいる渉外事案等、持ち込まれる相談も年々複雑化しています。日常的に官公署から寄せられる相談案件はもちろん、被災地の災害復興事業、喫緊の課題になりつつある「空き家問題」についても、我々の専門性が活かせる業務は、権利調査を主とするものと実感しており、可能な限り活動の幅を拡げた公共嘱託登記受託事業を行います。

### ①受託促進のための広報活動⇒実績についての理解

公共嘱託登記の受託促進のためにはまず、実績について理解いただくことです。調布市、府中市、練馬区との間で継続的に受託して実績を上げている狭あい道路拡幅に関する嘱託登記契約に関し、他の市区町村においてもつながるようその実績を引き続き広報します。マンション敷地権の切り取りを含めた都道、市道の道路拡幅に伴う用地取得に関連した業務、東京都住宅供給公社の分譲住宅及び賃貸住宅に係る登記、東京都再開発事務所や独立行政法人都市再生機構の都市再開発事業や区画整理事業に伴う登記業務案件の受託について、当協会がこれまでに受託してきた官公署等の各部署に対してはその実績を理解していただくとともに、新たな部署に対しても、また、未だ受託実績のない市区町村に対しても積極的に当協会の存在とその有用性を伝えていきます。

### ②実績の蓄積⇒成功例の普及啓発

都市再開発に関しては、その難解事項を分かりやすく理解するための手続きマニュアルを充実させます。それによって、社員や司法書士が関与するまちづくりにおける活動から再開発関連登記に至るまでの取り組みやその効果を幅広く、官公署やまちづくり団体に訴えていけるでしょう。

平成22年から継続的に受託してきました奥多摩町山林の99年の期間満了による地上権抹消登記委託事業につきましては、3013名の延べ登記名義人の最終的な権利関係者は8158名に及びました。相続登記、抹消登記そして訴訟対応の膨大な作業に追われましたが、やっと受託作業が終了いたしました。この案件は、期間満了により実質的には権利不存在にもかかわらず、99年以上の年月の経過による戸籍の不備・滅失等や関係者の非協力等により、簡単には地上権の抹消登記へ進むことはできず、7年以上の時間、労力を費やしました。今後、日本全国において似たような事例が多く生じることが想定されます。しかし、手続きの複雑さや抹消のための莫大な経費を必要とするこの現状のままでは、何もせず放っておかざるを得ない自治体が出てくることも懸念されます。当協会は、この複雑事業を無事終えた際の次の責務は、「権利」と「事務手続き簡便さ」の双方を活かせるような手続き制度の提言を行うことだと考えております。当協会は、自身の有用性をアピールするだけでなく、シンクタンク機関として、官公署のみならず、国民に広く広報して参ります。

### ③ノウハウの活用

登記事件の受託の前段階での権利調査業務の受託が増えてきている中、不動産の取得には前提として権利関係の正確な把握が必須です。関係当事者が多数の場合、相続登記未了において権利関係が複雑な場合が少なくなく、官公署等

の担当者にとっては、過大な負担となり業務停滞の一因となっているようです。官公署等の担当者は登記や権利調査の専門家ではないので、まさに専門家たる司法書士が適切なアドバイスをしながら、公共事業等の円滑な実施に寄与する必要があります。

こうした大量な事件処理を正確に速く処理するためには、高度な専門性と豊富な経験が必要であり、これこそ当協会の存在意義と有用性が発揮できる場面です。権利調査業務は概ね対象も資料も膨大で、チームを作り集団で処理することになりますが、チームリーダーの下で各社員が役割分担しながら協調して業務処理をするので、担当社員にとっては通常業務とは異なる経験が得られます。

今まで蓄積してきた公共嘱託登記処理のノウハウを各社員は共有し、常に正確で精度の高い業務を遂行して、受託先の当協会に対する信頼性を高めるよう努めます。

東京司法書士会会則3条において「本会は、前条に規定する目的を達するため、次に掲げる事業を行う。」とありますが、その(20)で「公共嘱託登記の受託推進及び公共嘱託登記司法書士会への助言に関する事項」とされており、第61条(7)においては東京司法書士会総務部がその事務をつかさどることになっております。つまり、東京司法書士会の「公共嘱託登記の受託推進」事業は、当協会が分担実施しているものとみることができます。当協会の啓発活動、公益的目的事業や内部研修事業といった受託事業以外の事業が「公共嘱託登記の受託推進事業」に該当するものと考えられ、この点を強く、東京司法書士会会員に訴えるとともに、公共嘱託登記処理のノウハウ積んだ各社員が、東京司法書士会各支部に寄与するよう努めて参ります。

## (2) 地域防災・災害復興支援事業

今後起こりうる首都直下地震の災害をできる限り減災するためには、平常時から準備しておく必要があります。狭あい道路の整備、密集市街地の整備、東京都不燃化特区における木造密集地域対策事業等への協力を引き続き行い、官公署からの司法書士に対する要望に応じていきます。当協会は専門家団体により構成されている「災害復興まちづくり支援機構」に所属しており、東京都との共催で毎年開催されている公開シンポジウムに参加協力するなど、多業種専門家からの知識や情報を収集しております。これらを蓄積、活用した上で、司法書士としての能力を余すことなく発揮し、官公署、一般市民、個々の社員の依頼者等へ、減災へ繋がるまちづくりの一端を担えるようアドバイスを微力ながら行っていきます。

また、空き家対策につきましては、東京司法書士会、東京司法書士政治連盟、

成年後見センター・リーガルサポート東京支部と連携協力し、司法書士が空き家対策に関して職業的能力を発揮貢献できることを強く呼びかけてまいります、司法書士の活用を広報してまいります。

### (3) 公共嘱託登記及びその他の関連する知識の普及啓発事業

#### ① 対外向け事業

当協会は公益目的事業の充実として、市民向け公開講座、官公署向け電話相談、官公署向け公開講座を行ってまいります。市民向け公開講座については、相続・遺言について法律知識を高齢者の方にも理解できるよう分かりやすい講座をめざし、講師は出来る限り講座開催地の社員にお願いし、地域との密着を図ります。

今年度は新たに、法律図書の官公署への無料配布事業を行います。そのため、各地域の司法書士協会と連携し、配布する図書「相続早わかり読本」の改訂作業を実施、印刷準備してまいります。

#### ② 司法書士向けの研修

一般会員向け実務研修、東京司法書士会新入会者向け研修を開催いたします。不動産登記に関する相続、税務、表示登記、権利調査等関心の高い分野を中心として通常研修、一日をひとつのテーマで追求する一日研修、敷地権の切り取り手順や再開発事業など当協会ならではの高度な登記業務に関する専門研修、受講者を少人数にし新人司法書士がベテラン司法書士に質問しやすい環境を提供する新入会者研修について、およそひと月に1回の頻度で開催する予定であります。なお、一日研修については、今年度は、全国公共嘱託登記司法書士協会協議会、東京青年司法書士協議会、成年後見センター・リーガルサポート東京支部と連携して行います。以上の研修については可能な限りビデオ撮影を行い、日程等が合わず出席できない司法書士に対して、DVDの貸し出しを行います。

#### ③ ホームページ、機関誌

司法書士の日常業務に役立つ情報から当協会の活動を紹介する情報として、ホームページの掲載事業や機関誌ハロハロガーデンの発行を引き続き行います。

ホームページにつきましては、「公開市民講座等」の実績や様子を紹介するコーナー、金融機関の変遷に関する最新情報を取得できる「担保権者の行方は？」のコーナー、登記関係の最新の法的な諸問題の解説を検索できる「研修情報」のコーナーをご用意しております。

ハロハロガーデンにつきましては、紙面による発行と併せ、データ化による簡便な情報共有も目指してまいります。これら情報につきましては、当協会社員間だけでなく、全国の司法書士、官公署などに広くご覧いただいているので、

更にご活用、ご理解していただけるよう努めて参ります。今後も情報を最新なものに更新してまいります。

#### (4) 会務運営の円滑化事業

当協会の事業の円滑な実施のために、会務運営全般につき社員からの意見を取り入れ改善すべき点など見直しをして参ります。

入札については、いたずらに価格競争に巻き込まれること無く、当協会の社会的存在意義が認められる場面において、その能力を発揮していこうと考えております。単に発注があったら受託して処理をするだけの「待ちの姿勢」から積極的に当協会の有用性を外部に働きかける「能動的な姿勢」へと転換し、司法書士の業務・活動や役割を広報することにより官公署などとのつながりを大切にしていきます。

また、各地区において年1回総会を開催し、年2回地区幹事会を開催してきました。従来までは自治体への広報活動の推進や事業の受託情報等の連絡が中心である地区活動でしたが、各地区の支部が自治体から空き家対策等に関する対応を求められた場合、当協会地区が受託処理スキームの情報提供できる体制づくりを目指し、積極的に対応・支援していきます。

当協会が直接受託することが困難な案件については、依頼者・相談者の不利益が生じないよう、スムーズな方法で社員へ業務等受託を引き継がせるべきです。依頼者・相談者との信頼関係をストップさせることなく、委託受託双方のメリットを作りあげていく事務体制を作っていければと思っております。そのためにも、当協会と社員間の連携を一層強くする必要があります。その対策として、社員の委員会への積極的な参加を促し、社員個々の考え、知識を漏らさず集約させていくべきと強く思っております。そのためには、理事、地区幹事、地区副幹事、そして社員間の意思疎通を促し、適正な協会運営の本に、当協会の活性化を図ります。